

〔訂正〕令和6年9月19日資料提供に次のとおり修正がありました
(9月19日修正) 修正箇所：2ページ

資料提供
令和6年9月19日
監査委員事務局
担当：大山
内線：5114
直通電話：513-5125

定例監査の結果（令和6年8月19日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和5年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	県立総合技術研究所畜産技術センター	令和6年6月12日	令和6年5月29日	実地	3
2	広島県動物愛護センター	令和6年6月6日	令和6年5月23日	実地	4
3	県立呉高等技術専門校	令和6年6月4日	令和6年5月21日	実地	5
4	県立呉三津田高等学校	令和6年8月19日	令和6年6月12日	書面	6
5	県立三原高等学校	令和6年8月19日	令和6年5月21日	書面	7
6	県立大竹高等学校	令和6年8月19日	令和6年5月14日	書面	8
7	県立大柿高等学校	令和6年6月3日	令和6年5月22日	実地	9
8	県立吉田高等学校	令和6年8月19日	令和6年6月6日	書面	10
9	県立松永高等学校	令和6年8月19日	令和6年6月4日	書面	11
10	県立上下高等学校	令和6年6月5日	令和6年6月5日	実地	12

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
11	県立河内高等学校	令和6年8月19日	令和6年5月17日	書面	13
12	県立安西高等学校	令和6年8月19日	令和6年6月4日	書面	14
13	県立西城紫水高等学校	令和6年8月19日	令和6年5月30日	書面	15
14	県立西条特別支援学校	令和6年8月19日	令和6年6月7日	書面	16
15	広島東警察署	令和6年4月25日	令和6年4月25日	実地	17
16	広島南警察署	令和6年5月28日	令和6年5月28日	実地	18
17	福山東警察署	令和6年5月10日	令和6年5月10日	実地	19
18	三原警察署	令和6年5月16日	令和6年5月16日	実地	20
19	安芸高田警察署	令和6年5月27日	令和6年5月24日	実地	21
20	世羅警察署	令和6年5月29日	令和6年5月29日	実地	22

4 監査執行者

令和6年7月1日までの監査執行者は、次の4人である。

沖井 純、山下 智之、奥 兆生、三田 ~~汪利子~~ 利江子

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 県立総合技術研究所畜産技術センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 畜産に関する技術の試験研究及びその成果の技術移転
畜産に関する技術の指導、研修及び情報提供
- イ 所在地 庄原市七塚町 5584
- ウ 組織体制 4部1課（総務部（管理課）、技術支援部、飼養技術研究部、育種繁殖研究部）
- エ 職員数（令和6年4月1日現在）
現員 28人（うち暫定再任用職員数 1人）
会計年度任用職員数 34人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 広島県動物愛護センター

(1) 機関の概要

ア 主な業務 狂犬病の予防、動物愛護思想の普及啓発、犬及び猫の引取り、負傷疾病動物の収容、動物取扱業の登録・指導、特定動物の飼養許可、人畜共通感染症の調査研究

イ 所在地 三原市本郷町上北方字用倉山 11352 番

ウ 組織体制 2 課（総務課、愛護管理課）

エ 職員数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

現員 10 人（うち暫定再任用職員数 0 人）

会計年度任用職員数 19 人

オ 主な事業実績（令和 5 年度）

(ア) 苦情及び相談の受付状況 (単位：件)

区分	保護 依頼	引取 依頼	放し 飼い	咬傷 事故	多頭 飼育	行方 不明	拾得	負傷 疾病 収容	譲渡 希望	返還 希望
件数	366	710	17	64	12	233	146	51	236	24

区分	愛護 教室	飼育 相談	しつけ 方教室	糞尿	鳴き声	給餌に よる迷惑	動物 取扱業	その他	計
件数	8	18	44	22	15	51	78	587	2,682

※ その他の内容は、保護機設置依頼、地域猫相談、土日祝のイベント案内等である。

(イ) 動物保護等の状況 (単位：頭)

区分	持参	センター動物保護		計	譲渡	返還		処分
		保護	引取			有償	無償	
犬	161	89	371	621	588	30	1	59
猫	303		66	369	334	1	0	36
計	464	89	437	990	922	31	1	95

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 県立呉高等技術専門校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 職業能力開発促進法に定める普通職業訓練の実施
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- イ 所在地 呉市阿賀中央五丁目 11 番 17 号
- ウ 組織体制 2 課（庶務課、訓練課）
- エ 職員数（令和 6 年 4 月 1 日現在）
現員 12 人（うち暫定再任用職員数 0 人）
会計年度任用職員数 11 人

オ 職業訓練実施状況（令和 5 年度）

(ア) 施設内訓練

(単位：人)

訓練科目等		訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数	
普通職業訓練 (普通課程等)	溶接加工科	1 年	20	7	6	5	5	
	機械システム科	1 年	20	5	4	1	1	
	小計		40	12	10	6	6	
普通職業訓練 (短期課程)	介護 サービス科	前期	6 か月	20	18	17	15	11
		後期	6 か月	20	16	15	13	12
	CAD ワーク科	前期	6 か月	20	22	19	16	11
		後期	6 か月	20	13	12	10	5
	小計		80	69	63	54	39	
合計			120	81	73	60	45	

(注) 普通課程等の就職者数は、修了時における状況。短期課程の就職者数は、前期は修了後 7 か月の状況、後期は修了後 1 か月の状況。

(イ) 在職者訓練

(単位：人)

講座名等	訓練時間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
介護福祉士受験対策講座	24 時間	20	11	9	5

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約における事務処理において、請負代金内訳書を受注者に提出させていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	呉高等技術専門校デジタル技術科映像配信・ネットワーク配線工事（令和 5 年度）
根拠	建設工事執行規則第 14 条第 1 項

4 県立呉三津田高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 呉市山手一丁目5番1号
 ウ 教職員数 (令和6年5月1日現在)
 本務者数 50人 (うち暫定再任用職員数 5人)
 会計年度任用職員数 14人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	200	240	240	680
生徒数	(人)	172	202	202	576
充足率	(%)	86.0	84.2	84.2	84.7
退学者	(人)	1 (0)			
休学者	(人)	0			
進 学 就 職	大学・短大	161人		(89.4%)	
	専修・各種	13人		(7.2%)	
	就職	1人		(0.6%)	
	その他	5人		(2.8%)	

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 県立三原高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 三原市宮沖四丁目 11-1
 ウ 教職員数 (令和6年5月1日現在)
 本務者数 57人(うち暫定再任用職員数 3人)
 会計年度任用職員数 25人

エ 生徒の状況

課 程	全日制				定時制				
	普通科				普通科				
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)	160	160	160	480	80	80	80	80	320
生徒数 (人)	161	147	155	463	39	40	39	15	133
充足率 (%)	100.6	91.9	96.9	96.5	48.8	50.0	48.8	18.8	41.6
退学者 (人)	0				10 (5)				
休学者 (人)	0				11				
進 学 就 職	大学・短大	142人 (90.4%)			1人 (4.3%)				
	専修・各種	10人 (6.4%)			2人 (8.7%)				
	就 職	2人 (1.3%)			14人 (60.9%)				
	そ の 他	3人 (1.9%)			6人 (26.1%)				

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

6 県立大竹高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 大竹市白石一丁目3番1号
 ウ 教職員数 (令和6年5月1日現在)
 本務者数 43人 (うち暫定再任用職員数 2人)
 会計年度任用職員数 8人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
		総合学科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		160	160	160	480
生徒数 (人)		118	120	103	341
充足率 (%)		73.8	75.0	64.4	71.0
退学者 (人)		14 (0)			
休学者 (人)		2			
進 学 就 職	大学・短大	27人		(27.6%)	
	専修・各種	39人		(39.8%)	
	就 職	28人		(28.6%)	
	その他	4人		(4.1%)	

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、設計金額の算出に当たり複数徴取した参考見積の最低額から理由や根拠が明確でない減額を行い、予定価格が随意契約によることができる場合に該当するとして随意契約していた。設計金額の積算に当たっては理由や根拠を明確にするとともに、委託業務の契約を締結する場合は、契約の公平性、透明性を確保するため、一般競争入札に付することが原則であることから、適切な契約方法を選定する必要がある。

契約名	法面除草等業務 (令和5年度)
-----	-----------------

7 県立大柿高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 江田島市大柿町大原 1118-1
 ウ 教職員数 (令和6年5月1日現在)
 本務者数 16人 (うち暫定再任用職員数 1人)
 会計年度任用職員数 9人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	40	40	40	120
生徒数	(人)	25	35	30	90
充足率	(%)	62.5	87.5	75.0	75.0
退学者	(人)	1 (0)			
休学者	(人)	2			
進 学 就 職	大学・短大	9人		(26.5%)	
	専修・各種	14人		(41.2%)	
	就職	11人		(32.3%)	
	その他	0人		(0.0%)	

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 県立吉田高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 安芸高田市吉田町吉田 719-3
 ウ 教職員数 (令和6年5月1日現在)
 本務者数 45人 (うち暫定再任用職員数 4人)
 会計年度任用職員数 10人

エ 生徒の状況

課 程	全 日 制											
	探究科				アグリビジネス科				計			
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)	120	120	120	360	40	40	40	120	160	160	160	480
生徒数 (人)	74	81	92	247	8	13	12	33	82	94	104	280
充足率 (%)	61.7	67.5	76.7	68.6	20.0	32.5	30.0	27.5	51.3	58.8	65.0	58.3
退学者 (人)	1 (0)				0				1 (0)			
休学者 (人)	1				0				1			
進 学 就 職	大学・短大	43人 (53.8%)			6人 (33.3%)			49人 (50.0%)				
	専修・各種	28人 (35.0%)			5人 (27.8%)			33人 (33.7%)				
	就 職	6人 (7.5%)			7人 (38.9%)			13人 (13.3%)				
	その他	3人 (3.8%)			0人 (0.0%)			3人 (3.1%)				

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

9 県立松永高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 福山市神村町 10113
 ウ 教職員数 (令和6年5月1日現在)
 本務者数 53人 (うち暫定再任用職員数 4人)
 会計年度任用職員数 12人

エ 生徒の状況

課 程		全日制				定時制				
		総合学科				普通科				
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)		160	160	160	480	40	40	40	40	160
生徒数 (人)		115	122	139	376	10	7	6	9	32
充足率 (%)		71.9	76.3	86.9	78.3	25.0	17.5	15.0	22.5	20.0
退学者 (人)		3 (0)				1 (0)				
休学者 (人)		0				0				
進 学 就 職	大学・短大	46人 (36.8%)			0人 (0.0%)					
	専修・各種	30人 (24.0%)			3人 (27.3%)					
	就 職	37人 (29.6%)			8人 (72.7%)					
	そ の 他	12人 (9.6%)			0人 (0.0%)					

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 県立上下高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 府中市上下町上下 566
 ウ 教職員数 (令和6年5月1日現在)
 本務者数 15人 (うち暫定再任用職員数 1人)
 会計年度任用職員数 9人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	40	40	40	120
生徒数	(人)	28	18	9	55
充足率	(%)	70.0	45.0	22.5	45.8
退学者	(人)	1 (0)			
休学者	(人)	0			
進 学 就 職	大学・短大	4人		(18.2%)	
	専修・各種	4人		(18.2%)	
	就職	14人		(63.6%)	
	その他	0人		(0.0%)	

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

11 県立河内高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 東広島市河内町下河内 10194-2
 ウ 教職員数 (令和6年5月1日現在)
 本務者数 25人 (うち暫定再任用職員数 3人)
 会計年度任用職員数 9人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	80	80	80	240
生徒数	(人)	83	55	41	179
充足率	(%)	103.8	68.8	51.3	74.6
退学者	(人)	6 (2)			
休学者	(人)	3			
進 学 就 職	大学・短大	8人		(15.1%)	
	専修・各種	20人		(37.7%)	
	就職	23人		(43.4%)	
	その他	2人		(3.8%)	

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約の事務処理について、前回監査時(令和元年5月執行)に同様の指摘(河内高等学校の消火器の種類及び数量の特記仕様書の誤記載)を行ったにもかかわらず、特記仕様書の感知器の種類及び数量が消防用設備等点検結果報告書と相違していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	県立学校消防用設備等保守点検業務(呉・東広島地区)
-----	---------------------------

12 県立安西高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 広島市安佐南区高取南二丁目 52 番 1 号
 ウ 教職員数 (令和 6 年 5 月 1 日現在)
 本務者数 24 人 (うち暫定再任用職員数 0 人)
 会計年度任用職員数 11 人

エ 生徒の状況

課 程		全 日 制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員 (人)		80	120	120	320
生徒数 (人)		60	53	62	175
充足率 (%)		75.0	44.2	51.7	54.7
退学者 (人)		4 (1)			
休学者 (人)		4			
進 学 就 職	大学・短大	15 人 (26.3%)			
	専修・各種	17 人 (29.8%)			
	就 職	23 人 (40.4%)			
	その他	2 人 (3.5%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和 6 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 5 年度 (令和 6 年 3 月末現在) の状況である。

・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

13 県立西城紫水高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 庄原市西城町西城 345
 ウ 教職員数 (令和6年5月1日現在)
 本務者数 17人 (うち暫定再任用職員数 1人)
 会計年度任用職員数 23人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	40	40	40	120
生徒数	(人)	23	20	15	58
充足率	(%)	57.5	50.0	37.5	48.3
退学者	(人)	2 (0)			
休学者	(人)	3			
進 学 就 職	大学・短大	2人		(10.5%)	
	専修・各種	6人		(31.6%)	
	就職	11人		(57.9%)	
	その他	0人		(0.0%)	

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

工事請負契約に係る事務処理について

工事請負契約において、大気汚染防止法に基づく石綿(アスベスト)飛散防止に係る事前調査の要否を明らかにしないまま、参考見積書の徴取や入札を実施した。工事の発注にあたっては、施工方法や建材等の確認により事前調査等の要否を明らかにした上で、適正な設計金額を算定するとともに、明確な仕様の下で入札事務を行うよう努める必要がある。

契約名	広島県立西城紫水高等学校屋内運動場LED更新工事(令和5年度)
-----	---------------------------------

14 県立西条特別支援学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 肢体不自由のある児童・生徒の教育の実施
 イ 所在地 東広島市西条町田口 314
 ウ 教職員数 (令和6年5月1日現在)
 本務者数 75人 (うち暫定再任用職員数 2人)
 会計年度任用職員数 3人

エ 生徒の状況

部・学年等	小学部							中学部				高等部				
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
児童生徒数(人)	2	2	6	6	3	10	29	5	5	10	20	3	9	6	18	
卒業者(人)	—							3				5				
進学就職	進学	—							3人 (100.0%)				2人 (40.0%)			
	就職	—							0人 (0.0%)				0人 (0.0%)			
	その他	—							0人 (0.0%)				3人 (60.0%)			

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在である。

・「卒業者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 通勤手当の認定について

通勤届に係る通勤の事実が生じた日について、住居を移転した場合における事実が生じた日を、移転の完了した日の翌日としていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	通勤手当認定要領(広島県教育委員会)第3
----	----------------------

イ 住居手当の認定について

家賃を支払っていないため住居手当の支給対象者としての要件を具備していない職員からの住居届を受領し、家賃の支払が開始される予定日を事実発生日として、その事実を確認しないまま認定しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	職員の住居手当の支給に関する規則 第5条、第6条 住居手当認定要領(広島県教育委員会)第2、第3
----	---

15 広島東警察署

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 広島市東区二葉の里三丁目4番22号
- ウ 所管区域 広島市東区、安芸郡府中町
- エ 管内面積 49.84 km²
- オ 管内人口 169,361人（令和6年3月1日現在）
- カ 組織体制 8課（警務課、会計課、留置管理課、生活安全課、刑事課、交通課、地域課、警備課）
- キ 職員数（令和6年4月1日現在）
現員 203人（うち暫定再任用職員数 3人）
会計年度任用職員数 6人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

16 広島南警察署

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 広島市南区出汐二丁目4-65
- ウ 所管区域 広島市南区
- エ 管内面積 26.5 km²
- オ 管内人口 143,673人(令和6年4月1日現在)
- カ 組織体制 13課1隊(警務課、会計課、留置管理課、生活安全課、地域企画課、地域第一課、地域第二課、地域第三課、刑事第一課、刑事第二課、交通第一課、交通第二課、警備課、特別警ら隊)
- キ 職員数(令和6年4月1日現在)
現員 300人(うち暫定再任用職員数 4人)
会計年度任用職員数 11人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

17 福山東警察署

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 福山市三吉町南二丁目5番31号
- ウ 所管区域 福山市東部（芦田川以東中心部）
- エ 管内面積 約88km²
- オ 管内人口 約22万8千人（令和6年5月現在）
- カ 組織体制 13課1隊（警務課、留置管理課、会計課、生活安全課、刑事第一課、刑事第二課、交通第一課、交通第二課、警備課、特別警ら隊、地域企画課、地域第一課、地域第二課、地域第三課）
- キ 職員数（令和6年4月1日現在）
現員 340人（うち暫定再任用職員数 6人）
会計年度任用職員数 18人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

18 三原警察署

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 三原市皆実三丁目2番6号
- ウ 所管区域 三原市
- エ 管内面積 471.00 km²
- オ 管内人口 87,438人（令和6年3月31日現在）
- カ 組織体制 7課（警務課、会計課、生活安全課、地域課、刑事課、交通課、警備課）
- キ 職員数（令和6年4月1日現在）
現員 134人（うち暫定再任用職員数 2人）
会計年度任用職員数 5人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2条のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

19 安芸高田警察署

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 安芸高田市吉田町吉田 1204 番地 2
- ウ 所管区域 安芸高田市
- エ 管内面積 537.75 km²
- オ 管内人口 26,362 人 (令和 6 年 4 月 1 日現在)
- カ 組織体制 5 課 (警務課、会計課、生活安全刑事課、地域交通課、警備課)
- キ 職員数 (令和 6 年 4 月 1 日現在)
現員 50 人 (うち暫定再任用職員数 1 人)
会計年度任用職員数 0 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

20 世羅警察署

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 所在地 世羅郡世羅町大字西上原 427 番地 1
- ウ 所管区域 世羅郡世羅町
- エ 管内面積 278.14km²
- オ 管内人口 14,759 人（令和 6 年 3 月末現在）
- カ 組織体制 5 課（警務課、会計課、生活安全刑事課、地域交通課、警備課）
- キ 職員数（令和 6 年 4 月 1 日現在）
現員 36 人うち暫定再任用職員数 0 人
会計年度任用職員数 0 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

令和6年度定例監査の結果報告（第1回）について

概要版

令和6年9月19日
監査委員

1 令和6年度定例監査結果（令和6年4月25日～令和6年8月19日までに実施した団体等）の概要

(1) 実施機関数

実施機関	今回公表分 (第1回)	監査実施 予定分	合計
県の機関	20	55	75
合計	20	55	75

(2) 機関別監査結果

所管	監査対象機関数		監査結果		
		うち指摘 事項等を 付した機関	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事項
知事部局等	3	1	1	0	0
教育委員会	11	4	3	2	0
警察本部	6	0	0	0	0
合計	20	5	4	2	0

※一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。

(3) 性質別監査結果

内 容	指摘事項	改善を求める 事項	検討要請事項
収入（長期未納（滞納繰越分）など）	0	0	0
支出（委託業務や物品購入の契約事務など）	0	0	0
財産（行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など）	0	0	0
工事（工事や補償に係る事務など）	1	1	0
その他	3	1	0
合計	4	2	0

2 主な指摘事項

(1) 工事請負契約における事務処理について

工事請負契約において、請負代金内訳書を受注者に提出させていなかったもの。

(2) 住居手当の認定について

入居当初の家賃の値引きにより住居手当の支給対象者としての要件を具備していない職員からの住居届を受理し、家賃の支払が開始される予定日を事実発生日として、その事実を確認しないまま認定しているもの。

[参 考] 指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項の区分（すべて公表事項）

区 分	内 容	対 応
指摘事項	・法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの（※軽微なものを除く）	措置状況を求める
改善を求める事項	・業務の執行等において改善を求めるもの ・長期未納のうち改善を求める必要があるもの	
検討要請事項	・業務の執行等において今後検討を要請するもの	措置状況を求めない

3 監査対象機関別の監査結果について

(単位：件)

	所管	対象機関名	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事項
1	知事部局等	県立総合技術研究所畜産技術センター	0	0	0
2		広島県動物愛護センター	0	0	0
3		県立呉高等技術専門校	1	0	0
4	教育委員会	県立呉三津田高等学校	0	0	0
5		県立三原高等学校	0	0	0
6		県立大竹高等学校	0	1	0
7		県立大柿高等学校	0	0	0
8		県立吉田高等学校	0	0	0
9		県立松永高等学校	0	0	0
10		県立上下高等学校	0	0	0
11		県立河内高等学校	1	0	0
12		県立安西高等学校	0	0	0
13		県立西城紫水高等学校	0	1	0
14		県立西条特別支援学校	2	0	0
15	警察本部	広島東警察署	0	0	0
16		広島南警察署	0	0	0
17		福山東警察署	0	0	0
18		三原警察署	0	0	0
19		安芸高田警察署	0	0	0
20		世羅警察署	0	0	0
合 計			4	2	0

4 監査結果の概要

	機関名	指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項
1	県立総合技術研究所畜産技術センター	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
2	広島県動物愛護センター	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
3	県立呉高等技術専門校	【指摘事項】 ○ 工事請負契約において、請負代金内訳書を受注者に提出させてい なかったもの 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
4	県立呉三津田高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
5	県立三原高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし

	機関名	指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項
6	県立大竹高等学校	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】</p> <p>○ 委託契約において、設計金額の算出に当たり複数徴取した参考見積の最低額から理由や根拠が明確でない減額を行い、予定価格が随意契約によることができるとして該当するとして随意契約していたことから、設計金額の積算に当たっては理由や根拠を明確にするのと同時に、適切な契約方法を選定することを求めたもの</p> <p>【検討要請事項】 なし</p>
7	県立大柁高等学校	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p>
8	県立吉田高等学校	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p>
9	県立松永高等学校	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p>
10	県立上下高等学校	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p>
11	県立河内高等学校	<p>【指摘事項】</p> <p>○ 委託契約の事務処理について、前回監査時（令和元年5月執行）に同様の指摘を行ったにもかかわらず、特記仕様書の感知器の種類及び数量が消防用設備等点検結果報告書と相違していたもの</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p>
12	県立安西高等学校	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p>
13	県立西城紫水高等学校	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】</p> <p>○ 工事請負契約において、大気汚染防止法に基づく石綿（アスベスト）飛散防止に係る事前調査の可否を明らかにしないまま、参考見積書の徴取や入札を実施していたことから、工事の発注にあたっては、事前調査等の可否を明らかにした上で、適正な設計金額を算定するとともに、明確な仕様の下で入札事務を行うよう求めたもの</p> <p>【検討要請事項】 なし</p>
14	県立西条特別支援学校	<p>【指摘事項】</p> <p>○ 通勤届に係る通勤の事実が生じた日について、住居を移転した場合における事実が生じた日を、移転の完了した日の翌日としていないもの</p> <p>○ 入居当初の家賃の値引きにより住居手当の支給対象者としての要件を具備していない職員からの住居届を受理し、家賃の支払が開始される予定日を事実発生日として、その事実を確認しないまま認定しているもの</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p>
15	広島東警察署	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p>

	機関名	指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項
16	広島南警察署	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
17	福山東警察署	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
18	三原警察署	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
19	安芸高田警察署	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
20	世羅警察署	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし